

第 29 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録
議事（要旨）

日時：平成29年12月1日（金）

14：00～16：21

場所：倉敷駅周辺開発事務所

2階 会議室

第 29 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録

平成29年12月1日(金)

14:00～16:21

於 倉敷駅周辺開発事務所

2階 会議室

【出席者】

委員 ; 守谷会長、小野(質)副会長、鳥越委員、小野(太)委員、
中根委員、森山委員、陶浪委員、小野(年)委員、
(有)三和硝子工業所

事務局 ; 原局長、河野部長、梅本次長、間野所長、山本副参事、
鳩課長主幹、塩津課長主幹、加藤主幹、光枝主幹、中村主幹、
矢木主任、岸本主任

傍聴者 ; 0名

【審議会会議内容】

- 1 開 会
- 2 会議の成立宣言
- 3 署名委員の指名
- 4 審議事項
第17号議案「仮換地の指定について」
- 5 報告事項
「第28回審議会議事録の内容について」
- 6 その他
- 7 閉 会

【議事】

(◎会長 ○委員 ●事務局)

1 ●： 開 会

2 会議の成立宣言

●： それでは、開会に際しまして、会議の成立要件の確認でございますが、本日の会議の出席者は9名でございますので、土地区画整理法第62条第3項の規定により、会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。

本日の審議会は、事前にお配りしております開催通知のとおり、審議事項1件と報告事項1件と、その他を予定しております。内容といたしまして、審議事項が仮換地の指定について、報告事項が第28回審議会議事録の内容についてでございます。審議事項に関しまして十分質疑応答の時間を確保させていただくように考えておりますので、審議会委員の皆様、ご協力をよろしくお願いいたします。また、会長におかれましても、その点、ご理解をいただき、議事を進行していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきますが、議事録作成のため会議を録音させていただきますこと、及び会議状況を写真にて撮影させていただきますことをあらかじめご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会議規程第2条第2項の規定に基づき、会長は会議の議長になることと定められておりますので、これより守谷会長に議事進行をお願いいたします。

なお、審議に先立ちましてご案内しておりましたように、本日の審議会では審議事項として仮換地の指定についてを審議していただくようになっております。お手元に審議資料を配付しておりますが、こちらの資料につきましては、審議会終了時に回収させていただきますので、よろしくをお願いいたします。それでは、会長、よろしくお願いたします。

◎： 失礼しました。ありがとうございました。それでは、これより議事進行をさせていただきます。まず、本日の審議会の「公開」、「非公開」についてでございますが、本日の審議会は審議事項といたしまして仮換地の指定についてでございます。審議事項に個人情報が含まれておりますので、本日は「非公開」とさせていただきます。

3 署名委員の指名

◎： 続きまして、会議次第3、本日の審議会議事録の署名委員でございますが、倉敷駅周

辺第二土地区画整理審議会会議規程に基づき、本日の署名委員として、議席番号3番、小野太宇司委員と、議席番号4番、中根公郎委員をお願いをいたします。よろしくお願ひします。

4 審議事項 第17号議案「仮換地の指定について」

◎： 続きまして、会議次第4、審議事項 第17号議案「仮換地の指定について」でございます。この件に関しまして、事務局より諮問書の朗読及び説明をお願いいたします。

●： はい、諮問書を朗読させていただきます。

倉開第89号 平成29年12月1日

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会 会長 守谷麗様

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理事業

施行者 倉敷市 代表者 倉敷市長 伊東香織

第17号議案 仮換地の指定について（諮問）

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理事業の施行地区内の別紙調書及び図面に掲げる宅地について、土地区画整理法第98条第1項の規定による仮換地の指定を行いたい。については、同法第98条第3項の規定により、貴会の意見を伺います。以上です。

●： はい、続きまして仮換地の指定についてご説明させていただきます。

まず、その前に本日の説明内容についてご説明いたします。事前に配付しております会議次第4番の審議事項として、仮換地の指定についてご説明させていただきます。次に、5番といたしまして、報告事項、前回の第28回審議会の議事録の内容についてご報告させていただきます。6番、その他につきましては、現在の状況や今後の予定についてご説明させていただきます。

では、仮換地の指定についてご説明させていただきます。まず、仮換地の指定とは、土地区画整理法第98条第1項の規定により、関係権利者の皆様方に仮換地、要は移転先を決定、指定するという行政的な手続ということでございます。その際には、同法第98条第3項の規定によりまして、当審議会の意見を聞かなければならないと謳われております。石見町におきましては、昨年10月24日に開催いたしました第27回審議会において、石見町での仮換地の指定についてということで当審議会のご意見をお伺いいたしました。その後、平成28年11月18日付で仮換地の指定をさせていただき、現在、本格的な公共施設等の整備工事に着手しているところでございます。一方、日吉町につきましては、この当時、事業に対して余り賛同を得られていないという状況でありましたので、もう少し啓発活動等を行った中で仮換地の指定の時期を判断することとしておりましたが、その後、石見町での本格的な工事の着手の状況、また「まちづくり通信」での、石見町での街区ごと説明会の内容の掲載、換地に関する意見書の調整状況

等々の啓発活動を丁寧に行っていた結果、この8月から9月での戸別訪問などでは、事業をするなら早くして欲しいという声を多々いただくようになり、市といたしましては、同じ事業区域内である日吉町をこれ以上、石見町との進捗から遅らせることはできない、かつ当事業の早期完成を目指す観点から、このたび日吉町におきましても仮換地の指定を行うことといたしました。この指定によりまして、石見町と同様に、日吉町におきましても、今後本格的な公共施設等の整備工事に着手できるということになってまいります。この仮換地の指定をするに当たりまして、関係権利者の皆様方には、今後、倉敷市長印をついた公文書として、仮換地の指定通知書を配達証明にて郵送することになってまいります。この仮換地の指定通知書の様式でございますが、電気消して下さい。

前のスクリーンをご覧ください。今回の指定通知書につきましては、5号通知ということになってまいります。仮換地の指定の効力発生の日につきましては、この通知書が関係権利者の皆様方のお手元に必ず届く日を記入させていただきます。郵送日から約10日後ぐらいに設定する予定でございます。次に、黒囲みの部分でございますが、仮換地について使用または収益を開始することができる日は、別に定めて通知することとなっております。仮換地先が使用または収益を開始できるまでは、従前地、今の土地を今までどおり使用していただくということになります。この後、換地、移動先が使用できるようになれば、改めて使用収益開始の通知をさせていただくようになります。この通知後は、換地先に建物を建てることができるようになりますということでございます。仮換地の指定後は、公共施設等の整備工事を施工するに当たり、市有地だけでなく民地部分においても施工することができるようになります。皆様方の従前地、今の土地にて工事を施工していくということでございますが、皆様方は従前地、今の土地を使用できなくなってまいります。そのかわりに、仮換地、移動先を使用していただくようになってくるわけでございますが、全ての方がすぐに従前地から仮換地先を使用できるようには、なかなかならないというような状況がございます。そこで、今の土地、従前地と換地先、行く先の両方が使用できない場合には、使用収益の停止補償という金銭的な補償をさせていただきます。例えば、アパートの場合であれば、家賃相当分を市が補償いたします。田んぼであれば公租公課や維持費など、それから駐車場であれば駐車料などを市が補償してまいります。補償する期間は、換地先が使用できるようになるまでの期間となっております。また、居宅の場合であれば、仮住居先の手配、家賃、引っ越し費などを補償してまいります。このような補償をさせていただくということで、皆様方と今後協議をしながら、ご協力のいただける街区などから工事に着手していきたいと思っております。

最後に、教示の欄ですが、この仮換地の指定通知で、関係権利者の皆様方が、皆様方

の換地先、行く先が決定ということになります。不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、岡山県知事に対して審査請求することができます。また、倉敷市を被告として、処分の取り消しの訴えを提起することもできます。いずれにしましても、この仮換地の指定という行政手続は倉敷市が責任を負うものであり、皆様方、当審議会委員が責任を負うものではないことを申し添えておきます。ちなみに、昨年11月18日付で行いました石見町の仮換地の指定におきましては、このような案件がなかったことをご報告しておきます。

次に、今回の仮換地の指定する範囲についてでございますが、前の図面をご覧くださいと思います。石見町の西側の現道、ちょっと指してくれるかな。石見町の西側の現道から、JR伯備線の東までの区域、黄色の色塗りをしている日吉町について、仮換地の指定を行いたいと考えております。既に終わっております石見町の指定済みについては、グレーで今、色塗りをしております。これで一応、当事業区域全体におきまして、仮換地の指定が完了ということになります。

次に、仮換地の指定の調書、換地の場所についてご説明いたします。前の図面と、それから今お配りしておりますA4のファイルをごらんいただけたらと思います。A4のファイルのご説明をいたします。A4のファイルですが、開いていただければ、最初に番号、権利者名とページを記載しております。それから、インデックスをその番号順に10単位で張っております。このページには、関係権利者の皆様方の調書があるようになっております。また、最後にA1サイズの図面を添付しております。A1サイズの図面の赤の番号と、A4ファイルのページ番号、それから前の大判の赤の図面番号、全てが一致、リンクしております。A1サイズの図面の黒の番号及び前の図面の黒の番号は、画地の番号となります。皆さん、見方、よろしいでしょうか。よろしいですか、はい。今回の仮換地の指定を行う従前の筆数は286筆、うち、市が101筆、関係権利者の権利数は196名、街区数は32街区、画地数は251画地、仮換地の指定の面積は約9.1ヘクタールとなっております。

また、ファイルの方でございますが、個人の土地所有者の調書の総枚数が111枚、倉敷市が20枚、借地権が1枚、換地不交付が4枚となっております。

では、1番から順次、権利者と換地先、街区と画地を読み上げてまいります。よろしいでしょうか。わからないことがあれば挙手いただければ、ご説明いたします。

・・・以下、仮換地指定について説明・・・（約14分）

今回の仮換地の指定を行う権利者、街区、画地については以上でございます。本日、当審議会でのご承認、意見をいただければ、前回の石見町と同様に、速やかに地元説明会を開催するように予定しております。今のところ、12月19日火曜日19時より、当事務所にて開催するように準備をしているということをご申し添えておきます。最後

に、この仮換地の指定を行うに当たり、当審議会委員の皆様のご意見をお伺いするのですが、個々の、先ほどご紹介したように、個々の権利者の皆様の仮換地についてのご意見をお伺いするものではなく、仮換地の指定をする時期、範囲などについてご意見をお伺いしたいということの趣旨でございますので、この点、ご理解の上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上でございます。会長、よろしく願いいたします。

- ◎： はい、それでは。大変失礼をいたしました。それでは、審議に移らせていただきます。質疑でございますが、挙手を。■■委員さん、どうぞ。
- ： 質問は2つありまして、今回、今説明があった黄色に塗られた方の地権者の中で、まだ合意が得られてないもの、合意があっても口頭で合意がされたもの、同意書を作ったもの、そこから契約書まで行ったもの、いろいろ、同意といってもあると思うのですが、それについての内訳を教えてくださいと思います。それが1点です。もう一件は、後から、またお話しします。
- ◎： それでは、事務局、答弁お願いいたします。
- ： はい、よろしいでしょうか。
- ◎： はい、事務局。
- ： 今、■■委員からのご質問でございますが、同意に至った内訳、文書でいただいたものとか、口頭でいただいたものとか、その主な内訳というご質問だったと思います。まず、文書でいただいているものにつきまして、これは先般の審議会から、換地に関する意見書について、できるだけ調整を図ることという付帯意見に基づきまして、換地に関する意見書50通について調整を図ってまいりました。22件が石見町分、28件が日吉町分、22件は石見町で。
- ： ちょっと待って、ゆっくり言ってください。
- ： 50件の意見書のうち、換地に関する意見書、22件が石見町分、28件が日吉町分という内訳になります。
- ： 日吉町、はい、ありがとう。
- ： 22件の石見町につきましては、先般、仮換地の指定をいたしまして、審査請求等々もなかった。ある程度、同意も得られていたということで、これは終わっていると認識しております。それから、28件の日吉町につきましては、28件のうち、同意書をいただいたのが25件、25件をいただいているという認識をしています。残り3名、親子の方もおりますので、それは1件と計算いたしまして、3件の方には、口頭で通知をしている、同意書まではいただいてないという状況でございます。換地の調整については、そういうことで、文書にて同意書をいただいてまいったということで、大半の方には同意をいただいたということで、今回、仮換地の指定をしたい。それから、口頭での同意というのですか、その件について、ちょっとご説明させていただきます。私が先ほ

どご説明いたしましたように、石見町の進捗の状況、それから石見町での小規模説明会での質疑内容、具体的な質疑内容を掲載した。それから、さっき言った換地の調整状況等々を総合的に判断して、今回、仮換地の指定を受けるということに至った訳でございますけれども、そうした中、非常に日吉町の皆さん方に7月から8月、8月から9月に渡って、戸別訪問いたしましたして、実際に事業に賛成ですか反対ですかというご意見は聞いておりません、こういう状況で石見町は進んでいるとか、こういう突っ込んだ具体的な内容の補償内容とかいうことを話した中で、事業をするなら早くという意見を、先方の方からいろいろ伺いました。そういう意見等を集約した中で、賛成の方、事業するなら早くして欲しいという方が約77%に達しているという数字を、今のところ市の方では認識している。そういうことで、総合的に判断して、今回の仮換地の指定をするという判断に至った訳でございます。

- ： 済みません、今77%と言われましたが、具体的に地権者数でいくらでしょうか。
- ： はい、会長。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： はい、分母は91名と把握しております。
- ： 口頭了承が91名ですね。
- ： いえ、分母が91名なので、その中の7割が、事業をするなら早くして欲しいというように認識しております。
- ： 91で7割ね。そうしたら、日吉町で今、この黄色で書かれているトータルの地権者の数は幾らですか。
- ： はい、事務局です。
- ： どうぞ。
- ： 先ほどご説明しましたように。
- ： 28と91を足した数字ですか。
- ： いえ、先ほど説明しました関係権利者の数は196名です。この関係権利者という内容をご説明いたしますが、亡くなられている方もおられますので、その相続人の数も全て足した数がこれになっている。だから、相続人の方、全てに聞いたというのが、分母には入っていないということで、分母が91という形で少なくなっているというように認識していただきたいと思います。
- ： わからない。そこのホワイトボードを使ってちゃんと書いてくれる。
- ： 関係権利者が196、調書の数。
- ： それで90。
- ： 分母は91。
- ： その91と196の関係は、どうなるのですか。全然数字が、倍以上、関係権利者の

方が多いじゃないですか。

- ： はい。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 先ほどご説明いたしましたように、共有者の場合は、もう代表の方という形で交渉しておりますので、1と計上いたしております。また、この中に亡くなられている方も当然多数おられますので、この方については代表の方と話をしているということで、分母が91。その方、相続人から全て全部、関係権利者というのが196という数です。
- ： 91が分母で、その中で、28というのは合意を得た人ですか。分子は何ですかという。分子が77か、ごめんなさい、91の分母の中で。
- ： 会長よろしいでしょうか。
- ： 7割の方が賛同を得られたという話ですから。
- ： 91の賛同をとというのが、事業をするなら早くして欲しいというのが91分の70です。
- ： 91分の70ね、はい。
- ： ということで、約77%、76.9%ですけども、という認識しております。それとこれ以外にもう一つよろしいでしょうか、28の件を説明しましょうか。
- ： はい。
- ： これとは別に、意見書を提出されてる方についての話ですから、これとは別の話になります。
- ： 別ね。
- ： はい。
- ： はい、ありがとう。それで、もうわかりました、ありがとうございました。
- ◎： ■■委員、よろしいでしょうか、今の説明で。
- ： はい、いいです。
- ◎： 次に何か、もう一つ言われていたが。
- ： もう一ついいですか。これは大きな話になりますが、市がこの区画事業を始めたのが約20年前でございます。そのときに当然、市は岡山県に対して、この事業をやらせてねということで、公文書で出しています。公文書の番号が、区の139号、平成9年12月13日付で出しております。これを受けて、県が事業を認可した公文書がこれまた出ています。都計第815号、平成11年3月16日付の認可の公文書でございます。ここに書いていることと、現在今、倉敷市が日吉地区で行っている区画整理事業は、論理的に整合性がありません。ということで、市の見解と説明をお願いしますということでございます。それから、次に言うと、この公文書で交わした、申請、認可の理由が論理的に、今のやっていることと合致してないということで、今日、仮換地の指定ができ

ますでしょうか。市長の権限は、この合意事項を破棄してまでこの仮換地の指定ができると考えておられるのでしょうかということでございます。

それで、今言ったことを説明させていただきます。まずですね、倉敷市から岡山県知事に区第139号で出した公文書でございます。これは、倉敷市長中田さんから、当時の県知事石井さんに出しております。タイトルは、岡山県南広域都市計画土地地区画整理事業の決定について（内申）、「このことについて、別紙のとおり決定されるようお願いしたいので、関係図書を添えて内申します」。その次のページに、岡山県南広域都市計画土地地区画整理事業（倉敷市）の決定（岡山県知事決定）ということで、表がありまして、「都市計画倉敷駅周辺第二土地地区画整理事業を次のように決定する」といって、ずらずらずらっと公益施設の配置等の記載がございます。それで最後に、この申請をする理由を書いてございます。「本地区は、駅周辺という立地条件を踏まえ、都市拠点としての公共施設の整備改善や商業・業務機能の集積を図るとともに、災害に強い基盤を確保し、健全な住宅環境の供給を図るため、本案のように決定するものである」というふうに書いております。そこで注目したいのは、ここの「災害に強い基盤を確保し、健全な住宅環境の供給を図る」ということが、本当に今の案でできているかどうかということでございます。

次に、今度は岡山県知事から倉敷市長宛てに、認可の公文書が出たのを読ませていただきます。公文書の番号が、都計第815号、平成11年3月16日。岡山県知事石井さんから、倉敷市長殿。タイトルは、岡山県南広域都市計画土地地区画整理事業（倉敷市）の図書の送付について。このことについては、別添のとおり決定したので、都市計画法第20条第1項の規定に基づき、その写しを送付しました。2ページ目に行きまして、先ほどと同じでございますが、岡山県南広域都市計画土地地区画整理事業の決定（岡山県知事決定）。それで、「都市計画倉敷駅周辺第二土地地区画整理事業を次のように決定する」ということで、先ほどの公共施設の配置等が記載されております。同じように、最後に理由が書いてありまして、「本地区は、駅周辺という立地条件を踏まえ、都市拠点としての公共施設の整備改善や商業・業務機能の集積を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進するための基盤を整備し、健全な住宅環境の供給を図るため、本案のように決定するものである」と書いてあります。つまり、ここの区画整理をするに当たって、都市機能としての集積をするというのはありますが、かつ災害に強いまちづくりを推進するための基盤を整備するというのも、2つ目の大きな理由でございます。一方、それではこれが何で現状と合っていないかというのを説明させていただきます。皆さんご存じのとおり、今の日吉町のエリアを見ていただければわかりますが、そのことで2つの話をします。貯水能力、それからゲリラ豪雨による冠水の状況で。

◎： ■■委員さん。簡潔にやってください。

- ： 簡潔ですか。
- ◎： ええ。
- ： わかりました。それでは、今、ここの今の残っている水田、休耕田、合わせて約2万トンの水が貯められるようになっていきます。一方、2万トンありますが、それで、この区画整理をすると、この休耕田または水田はほとんど宅地が変わっていきます。それで、この2万トンの貯水能力をどこかで補完してあげないと、この2万トンの水は行き先がありませんで、あふれるということになります。そこで、モデル的に考えました。ここで区画整理して、ああいうふうに、街区というのですか分けるのですね。道路が皆、残りますね。この道路の面積はトータル、この石見町、日吉町の区画整理後の道路面積トータルは、6.8ヘクタールと事業計画書に謳われています。その中の日吉町分、どのくらいあるかわかりませんが、えいやと6割と考えますと、この2万トンを6.8掛ける0.6で割り返しますと、約0.5メートル、50センチの水深となります。一方、この地域は今のちょうど色を塗った部分は、海拔の高さを測定しますと、今の伯備線に沿ったところが周囲より約0.6メートル低いことになっています。実際、そこの道を歩いてもらっても分かると思いますが、そこからずっと下がっていますよね。そうすると、先ほど言いました0.6メートル低いよと、それで50センチ道路部に冠水しますということは、このモデル的に考えれば、伯備線に沿った地域は水深が1.1メートルまで上がります。そうすると、これは基本的に、先ほど公文書で謳われていた「災害に強い基盤を確保し、健全な住宅環境の供給を図る」ということから外れたものになると思います。さらに、今度はゲリラ豪雨の話をさせていただきます。見てのとおり日吉町は4本の農業用水が走っています。それが、最終的には集約されてその日吉町のNo.5番、それからゲートのところを通って、伯備線のカルバートの中に入って、南町に抜けるようになっていきます。それで、前にも言いましたが、降雨量約7.5ミリで、あそこの山田屋旅館の前で測定しますと、5,000立米・パー・アワー流れています。それで、今までの冠水状況は、私は土木委員をやっていたので、ずっとこの何年間見てきました。それで。
- ◎： それで、どうなるのですか。
- ： 何ですか、いいですか。
- ◎： いやいや。
- ： それで、降雨量10ミリ前後というのは、年に約10日前後あると思います。それから、20ミリ以上、これは年に2、3回あるかと思います。これは、台風は当然、ここを通ることもありますので、数字によってです。そうしますと、今まで見てきていると、ここの排水量は約10ミリから20ミリの間でふん詰まる、排水量の能力をオーバーするというところで、冠水が始まります。そこで、一番酷いのは、この4本、日吉町に

農業用水があると言いましたが、1番西側を通っている農業用水路、これは皆さん、分かるかどうかわかりませんが、橘香堂さんの工場がありまして、その東側100メートルぐらいから、北から南へ抜けて八王寺クリニックさんの裏を通って、東に回りまして、春日神社の横まで出てきます。それから、水江の循環線の道路を通って、西中学校に突き当たって、ずっと東に流れてきて、そのところでほかの日吉町の残り3本の農業用水と合流します。そこで、通常、10ミリを超すと、この中で、春日神社の西側、北側は常に冠水をしております。先ほど話をしたとおり、2万トンの貯水量がなくなれば、この末端は水深が1メートルを超すというふうな状況であります。今言った一番西側を通っている農業用水路は当然、バックプレッシャーから水位が上がります。これは、旧日吉町、私が子供のころ、日吉町の集落の数が約50ありましたが、ほとんどこの50の集落は、先ほど言いました日吉町の水江の循環線、その八王寺の踏切から西のところに50戸ほどの家があった訳ですが、これらの古い家屋からの排水というのは、この一番西側の排水系につながっていますので、末端が1メートル以上も水深が上がると、完全にこの地域は水没します。以上のような状況になります。そこで、先ほど言った話でございますが、公文書には「災害に強い基盤を確保し、健全な住宅環境の供給を図る」ということを書いていますが、今のところ、この区画整理をやる上において、この貯水量2万トンの処置、それから冠水の対策等については何も説明もありません。実際やるかどうか知りませんが、そういうことであれば、市と県が20年前に公文書で結んだ条件をミートしていないというような、論理的な不整合なことが起こっております。倉敷市は、これをどう考えるのでしょうか。お答え願えればありがたいと思います。

◎： 事務局、答弁をお願いします。

●： はい、よろしいでしょうか。

◎： どうぞ。

●： ■■委員から、いろいろご質問等々いただきました。まず、事務局で申し上げたいのは、今回審議事項といたしまして、この日吉町の仮換地の指定についてご審議をしていただきたいという諮問をしていることでございます。それに鑑みますと、大分違ったご質問がほとんどだったかなと思っております。そこでございますが、まず答えられる範囲でお答えさせていただきまして、後の質問については、対策協議会の■■さんは会長でもございますので、そちらの方で回答するもの、また先ほど申しましたようにこの12月19日には説明会も開催いたします。その中で回答するもの、そういうのをさび分けて回答させていただきたいと思っております。まず、前と今との見解の整合性が合っていないというご指摘だったと思っております。これについては、平成11年3月に都市計画決定を行った訳ですけれども、そのときに県から付帯意見として住民合意を図って事業計画を進めてい

きなさいという付帯意見でございました。そういう付帯意見に基づいて、市といたしましては、昨年までいろいろと皆様方の合意形成が図れるように、いろんな啓発活動を丁寧に行わせていただきました。そして、昨年5月に、審議会でもご紹介いたしましたように、石見町では約8割の方が早くして欲しいということで、石見町については昨年の11月に仮換地の指定までさせていただきました。そして今回、日吉町につきましても、この8月、9月に戸別訪問した中で、約7割の方から早くして欲しいというご意見を賜った中で、市といたしましてそういうご意見等を総合的に判断して、今やるべきということとを判断して、今回、日吉町の仮換地の指定のご審議をお願いしたいといっているところでございます。それからもう一点、県の文書ですね、「災害に強い」というようなことを書かれていると、それについて浸水のことが全然なっていないと、説明されていないというような指摘だったと思います。災害といいますが、いろんな水害、それから地震、いろんな災害がございます。その中で、浸水についても今度の12月19日の説明会の中で、この区画整理の中ではどのように浸水について考えておりますという回答を皆様方の前でご説明させていただくように考えておりますので、他の詳細については、そちらの方でお願いしたいと思っております。以上です。

- ◎： ■■委員、どうですか、よろしいですか。
- ： はい、挙手です。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 今の話は、2つのことを一緒にしたような話で、線が完全に区分されていません。私が言いたいのは、この公文書でちゃんと書いていること、これはマストの話でございます。ですから、これは今この区画事業を早くやって欲しい人が大勢いるから、やりますよと。だけど、片一方ではこういうふうになんと公文書で、県と取り決めが決まっている訳です。それを反故にして、倉敷市はやるとということは文書上おかしいのではないのですか。
- ◎： 事務局、今。
- ： ちょっと、済みません。
- ◎： はい、■■委員。
- ： 私は、■■委員が言われるのはよくわからないのですが、例えばもう話をぼんと飛ばします。今年の11月21日に県議会の土木委員会で、区画整理がいろいろ議論された。それから、昨日、11月30日にも議論され、翌日、11月21日については11月22日の山陽新聞、昨日については本日の山陽新聞に、比較的詳しく載っている訳です。もしも、市の方で県議会の土木委員会の議論を把握しておられるのなら、例えば私が聞いた範囲では、今の■■委員の言われるような、公文書で答申した環境美化というような、そもそも違反しているかどうかの問題です。そういう議論が、相当期間経過し

た現在もお問題になっているのか。その辺、市は把握しておられるのかどうかというのを市の当局に質問したい。これ、意見ではありません、あくまでも質問です。以上です。

◎： 事務局、答弁をお願いします。

●： ただいまの■■委員さんのご質問でございますが、今現在、10月、時期的なものを申し上げますと、まず7月に遡る訳でございますが、倉敷市が駅周辺の総合整備計画を、約二十数年たちまして、まちづくりの基本的な計画というものをまとめました。これを、7月20日の日でございますが、倉敷市の建設委員会で発表いたしました。その後、県の土木委員会の方へ報告というかご説明に上がりました。その後、県知事の方へも、市長の方が説明に上がった。そういったことを受けまして、今、岡山県の土木委員会の方で、いろいろとご議論が出ております。今ご指摘のありました10月、11月の土木委員会の内容でございますが、把握しております。その中で、倉敷市が特に申し上げましたのが、やはり駅周辺全体の防災性の向上ということ、どのように防災対策をしていくのかということ、この駅周辺の総合整備計画の中で大きな方向をまとめさせていただいております。その中に、いわゆる浸水対策、あるいは冠水といった問題、特に水に対する問題というのがございますが、全般の防災ということについて、総合計画の中では申し上げさせていただいております。それを受けて、今、■■委員さんの方からありました、エリア全体としての浸水対策というふうな理解を今、私はしておりますが、これにつきましては、その区域といいますか、その地域における浸水対策として、もちろん防災性の向上を図っていくという大きい方向は示させていただいておりますので、個別に対応させていただくということになるかと思いますが、やはり、そこにあります水系、水の流れ、どれぐらい流れるのかということをつまびらかにしないと、申し上げられないことだと思っておりますので、そのことにつきましては、先ほどもありましたように、今後の説明をきちっとさせていただきたいと考えております。

まず、土木委員会の方でありました説明というのは、まちとしての全体の都市防災を高めていくということを今、県の土木委員会でご説明させていただいております。災害というのは、水だけではございません。地震もありますし、もちろん地震による火事とかもいろいろございます。その中で、駅周辺の拠点性を高める中で、防災性を高めるといのは、これは必須だと考えておりますので、その中にももちろん、水の対策ございますので、それも対応していきたいと考えております。よろしいでしょうか。

◎： ありがとうございます。■■委員、いかがですか。

○： いいですか。

◎： はい。

○： 今の話によりますと、全体的にはそういうものを検討しているということでございま

すが。これがいつ完成するのか知りませんが、それまでに、この防水対策、貯水対策ができないと、新しく換地先に換わっていった人たち、これが全部、水に浸かるということになります。仕事の順番を間違えると、大変なことになります。ということで、ここに書いているとおり、まずは冠水対策、貯水対策をした上で、これをやるのであれば誰も異議は唱えたくないと思いますが、換わった後、水没してその責任は誰が取るのですかということになると思います。

- ◎： 仮換地を指定したから、水没するということですか。
- ： いやいや。
- ◎： あなたの発言は。
- ： 言い方が悪かった。
- ◎： どういう意味ですか。
- ： 仮換地をして、この区画整理事業が順次終わっていきますと、今新しく、皆、換地先に新しい家を建て始めますよね。そこまでに、先ほど言った貯水対策、冠水対策ができ上がってないと、新しい家が全部浸かるということでございます。そうすると、物事の順番からして、先に区画整理をやるのではなくて、貯水、冠水対策はこうやりますよと行って、ちゃんと青写真ができて、それでその貯水、冠水対策ができてから、この換地をやらないと、皆さん、新しい土地に新しい家を建てて、そこで水に浸かったら、何もないじゃないですか、ということでございます。
- ◎： 言われていることはよくわかるのですけれども。■■■委員。
- ： よくわかるのですか。ちょっと私も話を整理したいのですが。
- ◎： それを聞いているのです。
- ： 今日の議題は、仮換地指定についての意見を求められている訳です。議決機関ではないので、意見を求められている。賛成反対の結論は議長が言われるでしょうが、あくまでも審議会の意見を聞く会ですよ、仮換地指定について。その場合に、■■■委員の言われる水の問題その他、これを無視すればいいなんてそんなことは言いません。ただ、仮換地指定をするかしないかの時に、そういう大きい問題で賛成反対という議論をするよりも、今までも議論されてきたし、恐らく今後も相当長期に渡って、工事なんか進むと思うので、その中で言い続けられたらいい訳で。仮換地指定について意見を求められるのが、水の将来計画があるかどうか、ちょっとその辺が私、理解できない。そういうのは続けていても、今までも言ってこられたし、また言う、今後も言われるべきだろうと思うのです、そういうご意見を持っておられる。そういうふうに言い続けられるということと、審議会上に意見を求められた場合に、仮換地指定についての意見とは、ずれがあると私は思いますけどね。
- ： よろしいか。

- ◎： どうぞ、■■■委員さん。
- ： 仮換地をしても今のままだでも、浸かる時は浸かるのではないかと思うのですが。仮換地をして、都市計画をすれば、よりいい環境になるというふうなことが期待されるのですから、仮換地をすることと今のお話とは、余り僕は関係ないのではないかと思うのです。もう一つ、大きな話をここで期待されている訳ではないので。我々の審議委員としての命題は何かというふうに考えたときは、この時期がいいかどうかというお話ですから、議長さんをお願いですが、議論をそちらの方に戻していただいて、また、こんな大きな話は、審議会ですることではないなというふうに感じましたので、進行をお願いしたいと思います。
- ： ちょっといいですか。その前に。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 今日の仮換地指定の案件に関しては、私の方は、条件が整ってきたときに仮換地指定を市の方が提案するという計画で、権利者へは、チラシその他を計画的に発行等されてきたと思っているのですが。まず1つ、仮換地指定ができる条件とは何なのですか。その条件は、今、今日なら今日、決めなければならないという条件ができていますかという話なのです。だから、仮換地、■■■委員が言われたのは、これまでのたかだか10ミリそこらで、日吉町分は特に田んぼが多くて遊水地等があったりして、それを単に宅地その他の地上げ等をやることによって、遊水地機能がなくなったりする。そうすると、そのとき2万トンの排水先等はどうなるのかというような、都市計画上、排水計画上の問題等も当然検討すれば、いわゆる今日の前半で仮換地指定の説明がしっかりあったことの地図上等での土地の利用形態や、その排水路計画とかいったようなものにも全部影響のある条件がないと、いわゆる順番からいって、指定が先ではなくて、指定の前にはしておくべきこと、時間をかけておくべきことを、市の防災計画上の、土木をひっくるめた市側等への、この地区等ひっくるめた、上流地域、酒津から来たりしたものがどうなるかということ、きちんと計画をして、それでも、じゃあ当初の県知事へ、この区画整理の計画が認可されたときの防災条件がさらにアップするんだというような文書等での整合性という、いわゆる時間軸に即した計画の合理性というものがないという意見として、私は聞いたのですが、全くそのとおりだと私は思っております。ですから、そういった意味で順番がどうなるのか。じゃあ例えば10ミリでもって、雨でいっぱい浸かっている、これは具体的に写真等もあつたりするようすし、私もそのとき見ていたりします。そういった条件を、この日吉町分の今日の仮換地指定の対象地権者等に提示をしたり、そういう条件もあつたりするのだということ、それに対して、GL、地面等はどのようになっていって、どうなるかというようなことまで話をする、いわゆる情報公開等をした上での、同意書なり地権者の意見をとっているのかどうか。それは

なくて、ただ単に意見が出ております、たくさん出ております、区画整理を先へ先へ、
どんどん進めてくださいというような話、すべき話ではないということですので。今日
の仮換地指定の前提条件というのはどういうものか、そういったものが情報公開等でさ
れているかいないか、まさしく今日の仮換地指定の議題に、ベースに即した質問だと私
は理解しております。とりあえず以上です。それに対して市の上層部の答弁をお願いし
たいと思います。

◎： 事務局、答弁をお願いしたいのですがよろしいでしょうか。今の■■委員の質問に対
して。

●： よろしいでしょうか。

◎： どうぞ。

●： 今回の仮換地の指定の時期、今回定めたということについてでございますけれども、
これをいつしなさいとか、どれだけの合意があつてやりなさいとかいうような法的な規
定等はない訳でございます、市といたしましては、ある程度合意形成が図れた中で進
めていく、皆様のご了解を得ながら進めていくということが根本の考えでございます
で、この時期、それだけの数字も上がったということで、今回仮換地の指定をさせてい
ただきたいというように考えております。それからもう一点、先ほども全般的なお話を
させていただいておりました。この区画整理の中で、その排水については、先ほどから
議論になっておりますように、田んぼが宅地化されたら、この2万立米どうなるのだと
いう話でございます。これについては市としても、この区画整理の中では、公園の下に
貯留槽を設けるとか、それからできるだけ道路の地盤を上げる、宅盤を上げる、それか
ら水路の断面を広げるといようなことを考えております。そういうことにつきまして
は、きちんと説明会の中で話をさせていただきます。区画整理の中で、できる限り排水
に対しては対策を講じていくというように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思
います。以上です。

◎： ありがとうございます。おもしろいもので、私も用地買収を長年やらせてもらいま
したけれども、へそ曲がりがありましてね、100%合意というのは絶対ないですから
ね。どうぞ、■■委員。

○： 先ほど私が言ったとおりです。この賛成者が、同意者が数的にたくさんおりますよと
いう事実と、それから市と県が結んだ、公文書で結んだオブリゲーション（義務）、こ
れについては全く別の問題だと思います。それで、ちゃんと公文書で結んでいる訳で
ございますが、当然、しかもこれは市がつくった申請書に書いている訳でございます。と
いうことは、市はこれに対して100%コミット（関わり合うこと）せざるを得ないと
思います。そのところで、まさにこういうふうに、今の換地の指定をするしないといっ
て審議会にものを諮るのであれば、このコミットしたことについては、こういうふうに

対処しますから賛成してくださいというのが本来の筋だろうと思います。その案がなく、この審議委員会にかけて、仮換地の指定で賛成をしてくださいというのは、これは余りにも無責任だと思います。以上です。

◎： ■■委員。

○： いろんな人の意見聞かれて、発言が偏っているのです。いろんな人の意見聞いてみられたらどうでしょうか。委員の意見を聞いてみられたらどうでしょう。

◎： そうですね。■■委員さん。

○： 議題は、今日は仮換地指定ということなのですが。■■さんがおっしゃるのは、前提条件としては、やはりある程度クリア、排水の問題は、私も実はこの日吉の東端にいますが、この間、台風で2日ほどあぜ道が全部消えるのです。その辺の認識がなくなりになるかどうか。それはやっぱり、賛成者が多いというのは、賛成者はそういう認識ないですからね。専門家がちゃんと調べて、その辺はやはり同時でなくてもいいのですが、いずれにしても並行して。どうも縦割り、まちづくりと防災がちょっと、行政はなかなかおっしゃられないと思うのです、局長の話でも。これはやはり必要なことだと思います。反対というのではないのですよ、そういうことが前提になる、安全なまちというのは。この間の総合整備計画の中には、防災都市というのは3番目に入っているのですが、排水の問題、一切ないですよ。「避難地区を確保する」と、そういうことに、これにありますけどね。その辺は、やはり行政として大事なことだと思いますけどね。今日は、仮換地はすればいいのですよ。あわせて少なくとも必要だと思いますね。

◎： その辺は、局長、いかがですかね。発言をお願いします。

●： ■■委員の方からご指摘がありました総合整備計画の中で申し上げておきますのが、駅北地区の避難ということですね。みらい公園に都市の防災機能を持たせております。防災機能を持った公園自体も非常に少なく、全国的にも少なくございます。その考え方で作った公園でございます。それは、火災等、地震火災、倉敷の場合、津波はほとんど影響ないと。実際に、都市の防災で考えますと、この地域で一番心配しないといけないのは、やはり雨でございます。雨となると、高梁川水系でございますので、高梁川水系がどういう実態かということで、それは大きな話でございます、市防災であります。これは、実際に今、全体的な話でございますが、高梁川、小田川の改修ということで、これはもうそろそろ実現化されているところでございまして、それが一番の大きい根本の問題でございます。

その次にありますのが、市街地となった都市の市街地の水をどう吐くかという問題でございます。宅地になった場合には、下水道へ吐くというのが原則でございますが、倉敷の土地の特性としまして、倉敷には高梁川が運んできた砂がたまって平野ができてきたという経緯がありまして、ここ400年ぐらいの市街地でございます。その中に、約

100年前に事業をやりまして、用水路が整備された。約50年前に、コンクリートの今の水路になったということでございます。それをどのように流していくかということで、今現在、下水道とそれから今ある用水路、これをどう使うかという議論に入っております。まだ、具体的に発表できておりませんので、先日の倉敷駅周辺総合整備計画の中では申し上げておりませんが、現在、この計画は今進めております。これは、むしろ都市というよりも地域の防災ということで、各地域の幹線水路、用水路ですね、それらをどう管理して、そこに流していくかということしか、この市街地の対策計画はございません。最終的に児島湖に流れていったら、児島湖は海と川を堰き止めておりますので、児島湖が何とかならないかということで、3年前に国の農水省の方にもお願いに参りました。ただ、内水の排除という、市街地に降った雨を排除するという計画については、児島湖がまずネックになります。それから、どんどんと上流が上がっていきます。今打てる対策といたしましては、ただ1つ、用水路をいかに排水路として使うか、そして新たに整備された下水道をどのように雨水の排水に使うか、もう、これしかございません。あとはいわゆる冠水の問題でございますね、道路がつかるといことの状態もでございます。非常に大事なのは、最近の防災の考え方の一つでございますが、危険というのはどうしても発生いたします。その危険から、どう身を守るか、あるいはどう対策をとるかということになってまいりますので、私の考えになるかもしれませんが、都市防災の中の地域の防災、この地域の防災をどう考えるかということになりますと、今ここに走っております幹線の用水路ですね、これをいかに排水として活用してどれぐらい降ったら、極端に言うとも溜まるかということですね。全部流せばいいのですが、能力にも限界がございます。そこを地域として、あるいは地域の防災計画として把握することから入っていかないといけないと思っております。そういったことについては、並行作業で進めていきたいと考えておりますので、何とぞご理解の方をいただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎： ありがとうございます。それでは、ほかの委員さん、ご発言を頂戴できればと思いますが、いかがでございますか。

○： 済みません。

◎： どうぞ。

○： 公園の下に貯水場は必ず作ってください。ものすごく感じるのは、何年も前に新田用水も田んぼも全部浸かったことがありました、道も狭かったから。でも、今は三井アウトレットとアリオの方に、そういうのを作っておられますので、そういうことはそれからは全然ございません。ただ、ここだけをして、下の方が流れませんのですから、貯水は徐々に流していってくださると思うので。船倉も多分、船倉の公園の下にも貯水場を作られました、美観地区の下にね。そういうことで、公園の下には、是非それは作

っていただきたいと思う。そうして、徐々に流していただければいいと思いますよ。

○： いいですか。

◎： はい、どうぞ。

○： 私もね、県の下水道公社で仕事をしてきましたけども、その程度の貯水能力、話になりませんよ、足りませんよ。

○： 足らなくても、大分違うでしょう。

○： それと、それを作った時のいわゆるライフサイクル、何十年もつのですかというような話もあるし。あればいいという話ではない。その辺が加味された計画の上に、その上位部分に、この仮換地等による土地の利用計画というのは来るべきものなのであって、同時並行でやらせてくれという、ふざけた話をするなというのを私は言いたいのでね。その前に、その計画を立案してちゃんとした排水防災計画があって、これならいけると踏んでからの話だと。そういったことが関係者にも伝わってない、伝えていない。とにかく情報を開示していない。そういう状況で同意を言われてもいけないということなんです。

○： もう一つ、いいですか。

◎： どうぞ。

○： 皆さん、ご存じかわかりませんが、先ほど言ったとおりこの日吉の4本の用水路、それから石見町に1本ありますが、これの起点は酒津なのです。それで、酒津の倉敷用水路から枝が出て、ずっと酒津、八王寺、大内、川入、日吉、石見町って来て、ここに全部収束しているのです。それで、当然のことながら、今、冠水の、私が2万トンと言ったのは、日吉のこの区画整理のところだけなのです。一方、上流側、酒津、川入でも、まだ田んぼ、いくらか残っています。だけど、これらがいずれ宅地化していく訳です。そうすると、流域に降った雨の中の5割方ぐらいは、ここに集まります。そうすると、上流側の田んぼが宅地化されていくと、だんだんここに入ってくる雨水量は増えてくる訳です。そうすると今2万トンと、とりあえず言ったけど、これ瞬間値の話で、将来、例えば5年10年先を見たら、さらにそれを超すような雨水が入ってくる。ましてや、地球温暖化です。今、僕は帰ってきて10年ぐらいですが、昔、バンコックにいたことがあります。バンコックの雨の降り方、20年前ぐらいのバンコックの雨の降り方、今とそっくりです。瞬間時で降ります。それも、今ここでゲリラ豪雨が来ているあの水量を見ますと、時間当たり、大体10ミリから20ミリの間です。そうすると、もう、ここは全て冠水している状況でございます。これは瞬間値です。だから今、その女性が言われたとおり、あればいいというのではなくて、その瞬間値をカバーするぐらいの貯水能力を持った設備がないと、もう皆、冠水するしかないです。ですから、やはりここを区画整理するに当たって、そういう、今ぎりぎりの状態で毎年毎年過ごしていた

訳ですから、■■委員が言ったように、これをやるに当たっては、やはりここの冠水対策はこうしますよ、貯水対策はこうしますよという案があって、青写真ができてゴーがかかってから、この区画整理をするということでない、それは先ほど言ったとおり、皆さん新しい家を建てても、また浸かるというような状況だったら、どのように説明するか、市の方は困ると思うのです。そういうことで、今は私の個人的な意見でございますが、そういうことを十分、これから先、5年10年すれば起こってくるというのを考慮に入れてください。

○： ちょっと、よろしいか。

◎： はい、どうぞ。

○： 私も伯備線のすぐ北側、田んぼがあるのですけれど、毎年水浸しです。水を抜くのに閉口しております。それから、■■さんの家の西の方の田んぼも、水がいっぱい溜まって、抜けなくて困っております。最近の雨の量ですけど、私の家は伯備線の南へあるのですけれど、裏の溝が、ちょっと夕立みたいなのがあると、もう20センチぐらいすぐ水位が上がってきます。畑が浸かるぐらい来るのです。大体、家が混んでくると、今は皆、家の周りをアスファルトで舗装します。そしたらもう側溝へ皆、流れてくる。水位がすぐ上がります。だから、こっち側も区画整理をして埋め立てしてやると、その水の行き場が全然ないです。道路も、今は広い道でも舗装してないから、下へしみ込むこともできるのですけれど、舗装してしまうと、皆、川へ流れてくる。そういう状態になるのですから、その辺を十分考慮してやっていかないとだめだと思いますけどね。

○： いいですか。

◎： はい、どうぞ。

○： 今の道路にある水路、石見と日吉の境の道も、今年の夏、台風となるともう道路レベルまで水が来ているのです。今度の用水が、今より多分、随分細まっているではないですか。

○： 倉敷市は全体として、昔の用水路幅が半分になっている、コンクリート化の工事にね。

○： 工事を済まされたら、排水路が随分狭くなっているんですね。あれがちょっと不安、あそこへ住んでいますと。さっきおっしゃるように、ここは水溜めになっているんですね、大雨が降ると。もう、あぜ道は怖くて通れない感じです、2度ほどありまして。土日に多かったので、こちらの事務所の方もご覧になっているかどうか、「うわあ」という感じでしたからね。これが、あのレベルで宅盤をすると、大変なことになるなという実感をしております。それは今日の審議と違うのですけれど、今、局長もおっしゃったように、いよいよ完成の暁にはそれも同時に完成しているというのが、地区の住民にとっては、もう絶対条件というか希望ですね。

- ◎： 委員の皆様から、そういう意見が大分出ております。排水対策で特にご配慮いただかないといけないと思っております。これは、区画整理事業の枠内ではなく、市全体としての取り組みをお願いしないといけないと私は思っております。そういう意見を加味して、本日の同意をするかどうかということの決定をしていただきたいと思いますと思っておりますが、よろしく申し上げます。
- ： ちょっといいですか、関連して。
- ◎： はい、■■■委員。
- ： 今日の仮換地指定の資料等のもとの部分についての疑義をちょっと質問したいと思います。今までに、古市市長の時に5回ほどの会議を地元の対策のための、皆さんが集まって開いていました。最終的にその時点では、減歩率等については13%という形で、それが具体的に動き出したという事実があったりする訳なのですが、倉敷市として、この換地、今日の資料の中にもあったりする、もとの面積からどういうふうに面積が移っていくか。照応の原則といたりしたようなもので計算したと言われたりするのですが、実はそれに関与した業者が12業者あった。市が全部、自分たちでやったのではなくて、業者任せでその計算等をした。その時には当然、市の公共事業としては、発注、仕事してもらうための条件である発注仕様書というのを出す訳ですけども、その発注仕様書を見てもみると、その中には、13%とか19%とかを含めたいわゆる減歩率とか、古市市長が合意をした13%を中心としてといったような数字が、全く示されないままで業者に発注している。そうすると、業者は何をもとにして地域住民との合意の数字である13という数字を基本とした減歩率等を考慮した換地計画案、今日皆さん机の上にある冊子の資料なのですが、が作られたのかについては保証の限りではないという大きな疑義があります。
- ◎： ■■■委員、簡潔にいきましょう。
- ： いや、もう簡潔に言いましたが。
- ◎： 簡潔をお願いします。
- ： どこが簡潔ではないのでしょうか。簡単に言えば、今日の資料、市の議案の中の計算その他、今日の審議会に出された資料はこれで本当に正しいのですかということです。だからその正しいかが不明な資料に基づいて、我々審議会は少なくとも承認するという意見、ちょっと待て、そこは再確認してからでないかと審議会の方ではゴーサイン出せませんよという結論をやるべきではないか。それは今日、市の方で正しいですと、間違いないですという返答をもらえない限り、今日の審議会での議決はそもそもできない。前提条件が成り立っていないということを申し上げます。以上です。
- ◎： ■■■委員さん。
- ： 減歩率がどのくらいあるかというのは、時間はかかるけど計算したら出てくる。だけ

どはつきり言って、減歩率がどう、古市市長がどう言った、こう言ったというのは今更全く意味がない。私は、これは会長その他委員の方に考えていただきたいのは、今日の議題で仮換地指定について意見を求められて、それに対して、あくまでも条件ではない、強い希望として付帯意見をつけて回答するという事は、区画整理法の趣旨からいって、これは会長に意見を聞くより、事務局、それは理論的に可能なのですか、おかしいのですか。

●： はい。

◎： はい、事務局。

●： 昨年28年10月24日に開催いたしました、石見町における仮換地の指定の答申ですね、答申いただいた中に、審議会から付帯意見が付されております。ご紹介いたしますと、「仮換地の指定の前に地元説明会を開催すること」、もう一つが、先ほどから話題になっております「排水計画等の災害対応を要望する」という、この2点について付帯意見が付されておりますので、今回の日吉町の仮換地の指定の答申についても付帯意見を付していただくということは、やぶさかではございません。

◎： はい、■■■委員さん。

○： そうなると、やはりさっきからいろいろ地元の方のご意見をお聞きしていて、これは確かに深刻な問題なのですね。しかし、今日すぐそれが解決できる問題でもない。そこら辺の内容の文章を練った、「強い要望」ということの内容になる、条件ではないですよ、意見を求められた場合、条件付きってというのは、これは■■■さんの意見を聞くまでもない、私は駄目だと思う、条件とすることは。ただ、強い希望を述べるというぐらいで、今日の場合この議題は結論を出さざるを得ないのではなかろうかというふうに、私は思っています。条件という訳には、区画整理法の審議会の権限の問題があつて、条件は無理です。ただ、「強い」、ないしは「極めて強い」要望、これは申し訳ないけど、私、そこまで水の問題が深刻な問題ということを知らなかった。以上、私の意見は以上です。

◎： ありがとうございます。それでは、事務局、今の■■■委員さんのご意見に対して、ご発言があれば。

●： はい、よろしいでしょうか。

◎： はい、どうぞ。

●： 先ほど言いましたように、付帯意見といたしまして地元説明会については12月19日開催を予定しております。先ほど言いました、排水計画等の災害対応を強く要望するという付帯意見を書き出しますので、これでよろしいか、皆さんに見ていただいて、ご判断いただけたらと思います。

◎： はい、すぐ書けますね。

- ： はい。
- ： 意見ですがいいですか。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 言っていていいですか。
- ◎： いや、ちょっと待ってください。読んでください。
- ： 付帯意見といたしまして、皆様方のご意見を集約いたしまして、「排水計画等の災害対応を強く要望する」という付帯意見でどうでしょうか。
- ： もう少し具体的に書く訳にはいかんの。
- ： はい、よろしいですよ。
- ◎： それですね、その辺を。どういうふうに、表現は。
- ： さっき、いろいろ意見が出たでしょう。そういう実情を踏まえた上での付帯意見ですからね。いろいろ、■■委員さんが言われたり、■■委員さんが言われた、もちろん■■委員さんも言われたし、そういう実情を踏まえての付帯意見ですね。
- ◎： そうですね。
- ： 排水能力をね。
- ： ちょっと簡単過ぎる。
- ◎： うん、ちょっと。
- ： 宅地を高くするとか、しようとかね。
- ： 表現の問題として、結論が出る前にこういうことだからこうだという文章を何か、■■委員さん、考えられませんか。
- ： いいですか、もっと言っても。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： ちょうど地域の人から聞いて来られるのです。水のことなんかも言うのですが、例えば市議会の議事録見ても、災害、防災のことは言っているのですが、水が抜けない、ここは特にそういうところだということは、どこにも入ってないのです。ということは、置いていかれているのですよ。だから、宅地を高くするか、もう排水能力を上げるかですからね。その辺を、何かもう少し具体的、専門的に。
- ◎： そうですね、その辺の。
- ： そういうことがあって、結論があった方がいい。
- ： そうなると、例えば用排水路の幅、深さを初めとした地域での貯水能力、その今後は雨が降ったりした時の、今度は川が流れるように、水位が下がってからの排水能力の問題とかいうものがあって、換地計画なり、その配置計画というのが。
- ： 余り具体化すると、条件になるから、やめた方がいい。
- ： 寸法が決まってくるのが普通なので。特に、日吉町分は石見町分と違って、それが頭

著に出ていから、石見町と一緒ににはできない。

- ： 災害対応と排水計画というのは、今の文章は、強く言っているのは排水計画の方ですよ。
- ： ウェイトは、排水よね、一番高いのは。
- ： そこをひっくり返せばいい。災害対策、特に排水計画を。
- ： 会長さんと失礼だけど■■さんとで、文章を練ってもらえませんか。それと当然、事務局もタッチするのでしょうか。余り詳しく書くと条件になるので、条件ではないのでね。
- ： だから、市としてどの程度まで書けるかということもあろうかと思えます。ここで文章がああだこうだと言っても解決しないと思えます。
- ◎： はい。
- ： 「特に排水計画」、排水計画。
- ◎： 排水ですね。
- ： 要らないことを言っていて申し訳ないけど、1行では駄目かな。
- ： ちょっとよろしいか。災害対応と言ったって分からないだろうから。冠水災害だろう、今言っていることは全部。
- ： 冠水、貯水です。
- ： だから冠水の災害対策でしょう。それを括弧して「防災」としてもいいけど、冠水も防災だから。でも、内容をちゃんと訴えとかなないと分からない。過去、何度も浸かって、それで怖い目に遭っているからその不安を取ってくれと言っている。
- ： この区画整理の中では、10ミリで問題になっている。ところが東京でも千葉県でも、30ミリ、50ミリ、80ミリ、1時間で問題になっている。だから、本当は、その5倍、8倍の規模での排・貯水能力対策、計画というものがないといけないのでね。
- ： 「冠水対策、特に災害」ではなくて。
- ： それも災害だから。何の災害かと言ったら風災や震災。冠水の災害だから。
- ： 冠水を書けば。
- ： それをみんな何回も経験しているから、恐れているから。
- ： 「冠水災害対応、特に排水計画等の改善」ですか。
- ： 改善というレベルの。
- ： 「計画の見直し」。
- ： 「設備」、「設備」だな。
- ： 設備というか。
- ： 池を作れ、それから用水路を作れという話でしょう。

- ： 「冠水災害対応、特に排水計画等の検討」。
- ： いや、「検討」ではない。その実施を担保してもらおう。
- ： どうしてもできるはずもないし。そうすると、区画整理の予算だけではなくて、まちづくりではなくて。
- ： それは全体的な話になってきます。
- ◎： そうですね。
- ： ここだけの問題ではないよ。
- ： ちょっとよろしいか、発言しても。
- ◎： はい。
- ： 要は、みんな冠水災害の不安がある訳です。それを解決して、要はちゃんと検討してやっってくださいという、みんなの意見だと思うよ。
- ◎： そうですね。おっしゃる通り、そう思います。
- ： それを、その通り言ったらいいのではないですか、わかりやすい言葉で。
- ◎： そうですね。
- ： 冠水の災害の不安がある、現状では。それをちゃんと解決する策を施してくれということでしょう。
- ： 会長にお任せしますから。会長に全て任すという訳にはいかないけど。
- ： だけどみんなが言っている話をずっと聞いていたら、冠水の恐怖よ。それを単に解消してくれと言っているのだから。要はよかろうが悪かろうが、冠水しなかつたらいい。
- ： 排水しないと駄目でしょう。
- ： だから池を作れよと言って、いろんなことを言っているから、冠水の。
- ： 会長、そこらで何とかまとめてください。急いで文章を作っても、どうしてもあの時におかしかったという意味になるので。私は、会長とあと直接被害を受けとられる委員さんが1人ないしは2人、それと事務局で協議して作って。
- ： 防災に強いまちづくりを標榜しているのだから、その辺はもう絶対にされないといかんとおもいますね。さっき言われていましたけど、とにかく住民は起きた時に、どこが責任を取るのですかという。
- ： そういう要望は、局長良いのでしょうか。
- ： もちろん。今いいですか。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 防災のこと、まあだいたい20年からの、先ほどの駅周辺の総合整備計画の中で、20年前と何が変わっているかという、20年前の計画には防災の「ぼ」の字もなかったのです、何にも書いておりません。ある意味、3階建ての高架の駅舎の計画が絵として載っておりました、これはどこだろうかというぐらいのですね。20年経って今、意

識が変わったかという、まさに今議論していただいていることなのです。これについての対応というのは、実はもうどんどん、今、進めておまして。お示しできるものをこの間、7月にお示しさせていただきました。もちろん、今、進めております。

先ほど、下水道の話が出ましたが、今、雨水排水対策としての下水道の全体的な捉え方、それと用水路の活用による雨水排水対策、これを今考えているところでございます。具体の対応も、ここ2年、始めております。ちょっと今、案を少しお示しさせていただきましたのですが、今、私が聞く限り、こういった内容のことの具体的話だと思うのですが、ちょっと読ませていただきます。

「雨水浸水対策として」、「雨水浸水対策として、道路冠水等への対応」ですね、道路冠水だけではございません、もちろん田んぼも浸かったりしますし、触れたくはないのですが、もちろん余り触れますと、宅地、家まで浸かりますが、まずは道路冠水等で危ないという、危険な状態というのを認識されているということでございますので、それについての具体的対応方策ですね、どういう対応方策をとるかということを示させていただいた上で、それを進めながら示させて、ご理解していただきながら進めさせていただくというような内容かと、私は今、伺いましたので、この表現をご提案させていただければと思います。これは具体的話としまして、都市全体では、今、話をしております。ただ、まだお示しできる、地域へお示しができる段階になっておりませんので、先ほどちょっと、まだ情報として出てないということがございましたが、実はそういった準備はもちろんさせていただいている状況でございます。地域としてこのエリアについては、まとめ次第、できるだけ早い時期に出させていただくという考えはございますので、ご理解をいただけたらと思っております。よろしく願います。

◎： ありがとうございます。そこまで付帯の方に、要望といいますか書かせてもらってもいいのですか。

●： いえ、これは今お伺いした意見がこういう意見ではないでしょうかという、私なりのまとめ方でございます。

◎： なるほど、わかりました。

●： これがそこでの意見が付くとか、そういうことではございませんで、私が理解したのはこういうことかなと。具体的に、このエリアで何本の用水路があって、最終的に倉敷用水へ流れ、倉敷用水が児島湖へ流れという、全部のつながりがございますので、そこでできることは何かというのが、具体的方策ということでございます。それはやはり、かなり地域を見ないとできないことでございます。今、地域としては、見ております。説明会の中でも説明させていただくというように理解しておりますので、全ての質問に満足のご回答にはならないかもしれませんが、今把握している段階での水の対策、対応というのは、お示しさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いました

いと思います。

- ： いいですか。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 先ほど局長が言われた、下水道なんかの利用を用排水路と併せてと言われたでしょう。東京都がオイルボールをはじめとして、合流式と分流式との問題で、未だに何の解決もできてないですね。倉敷市では美観地区周辺の、特に今の倉敷の駅東の区画整理から南の辺は合流式ですね。
- ： 両方あります。
- ： 大体はね、美観地区を中心としてね。
- ： そうですね。古いところは。
- ： そのところは、私が倉敷市の下水道審議会の中で質問したら、改善計画はありませんという答弁が審議会であったりした。そういった事実、ご存じですか。と同時に、分流式の場合には、もともと管自体が中の容積、いわゆる流れる容積と空気のある容積と足した部分の容積が小さい訳ですから、大雨が降ったときには中が、簡単に言えば空気銃のようになって、圧力がぼんと上がって上流から下流に来るときに下水管の蓋が吹き飛ぶというようなことが、テレビでもしょっちゅうあったのを、皆さん見たことあるでしょう。だから、安易に足したら少しでも流れるだろうという発想は、現実的でないです。
- ： 内水の排除、市街地に降った雨を排除するというのですが、この話はあまりここでは言わない方がいいのですが、要は、降った雨をどう流すかというのは、まさに都市の問題で、今おっしゃっているように、都市化したところほど問題が強く出ます。倉敷も都市化してまいりました。この20年で、本当に都市化してまいりました。その問題というのは認識しておりますし、それだけで解決ではなく、いろんな手法を組み合わせないといけないというのが、今の防災に対する基本的な考え方になっております。都市の排水は下水という、イコールではなく、その地域でその排水をどう処理していくかという考えに立たないといけない。そのためには、今までの用水路も、時によっては排水路として使わないといけないということを考えているところでございます。それだけで解決できるということではございませんので、よろしく願いいたします。
- ： 下水はね、もともと公衆衛生の向上のために考えられて、外国、イギリス等からフランスからね。
- ： 私が要らないことを言ったばかりに、混乱しました。会長のご判断でまとめるべく、やってください。
- ◎： 付帯意見で、簡単な表現でわかりやすく、日本語で何かいい表現があれば。特に、排水についてですね、強烈と言ったら語弊がありますが、強く要望するということで。

特に、この地域は排水が非常に悪いということでもありますので、この地域について排水対策を強力にお願いするとかいうような。

- ： 最終的には、もう会長一任でどうですか。
- ： よろしいです。
- ： だけど会長はそういう分野の専門家ではないの、はっきり分かっているので私は反対です。
- ： よろしいです。
- ◎： 文章で、日本語でですね。
- ： そういう時は、私もサポートして入ってもいいです。
- ◎： 日本語として、専門家だろうが素人だろうがこの地域は排水が非常に悪いので、排水対策を強力に進めてくれという表現で、素人でもいいのではないですか。
- ： その不安をなくすということ。
- ◎： 専門家ではなくても。
- ： 不安がなければいい。それ以降は専門家がしてくれるので。
- ◎： そう思いますよ。そこから、どうしろこうしろという立場ではないと思います、審議会は。いかがですか。
- ： 異議なし。
- ： 意見を本当にできるの。今まで全然意見を採択もしてくれなかった倉敷市が、してくれるの。
- ◎： それはしてもらわなければなりません。
- ： そうだな、その方がわかりやすい。
- ： 排水対策だけに絞ると、また分野ですね。
- ： 排水というだけでは駄目でしょう。排水には2種類あるから。
- ： いくら水が溜まっても、浸からなければいい訳で。それを考えればいい。
- ◎： そうです。
- ： しかし、それは難しいな。
- ： 町内はしてない時はね、床下浸水があった。してもらって、それがなくなったから、それは大変よかったと思います。
- ： 一旦は貯まって、水が浸透することはあるけどな。
- ： 水位からいうとですね。
- ： 雨水対策というのと一緒ですね。
- ： この文言を入れさせていただくということではいかがですか。これが要はイコールですね。この文言を入れた文章が、条件ではなく、文章として。
- ： 「強い要望」。

- ： 「強い要望」で。
- ◎： 要望ですね。ちょっと、読んでみて。
- ： はい、「雨水浸水対策として」、これ、「住宅への浸水」も入れましょうか。
- ： 入れて欲しい。
- ◎： 住宅だけじゃないでしょう。
- ： 私は要らないと思う。
- ◎： 全体ですから、僕はおかしいと思います。
- ： 「地域の冠水」とすれば全部入るのでは。
- ◎： 住宅だけではないですから。
- ： いや、道路だけではないですよ。
- ： だから「地域の冠水」とすれば入る。
- ： 道路か住宅と言ったら、やはり人が住んでいる住宅の方がメインですよ。
- ◎： いやいや「道路冠水等」ですから、「等」へ皆、入っていますよ、日本語としては。
- ： 「住宅」を入れたら、またややこしくなる。
- ◎： そうです。
- ： 「住宅」は入れてもらいたい、最低限。個人の財産権のことですから。
- ： 道路と宅地というのは、レベルではないのですか。
- ： 隣地との境界をどうするかによって、自分の敷地を山のようにすることによって。
- ： 基本的には、道路が浸かってもどうということはない、その時に車が通らない。家が浸かった方が、はるかにダメージが。
- ： もめているから「地域」にしてはどうですか。「地域」と言えば、全部でしょう。
- ： 「地域冠水」にして。
- ： 「地域冠水対策」にしたらいい。そしたら、もめなくていい。
- ： 「地域冠水対策」ですか。
- ： それなら、もう全部入るでしょう。
- ： 「雨水浸水対策として、地域冠水等への対応について具体的対応策を示すこと」。
- ： 「排水対策」。
- ： 「排水対策を示すこと」ですか。「具体的対応方策を示すこと」ではなくて、「排水対策を示すこと」でよろしいでしょうか。
- ： 「排水」というのは、その中の一部の手段だからね。
- ： 具体的な記載ではなく。いいのではないですか、抽象的な。
- ： 排水だけではないですね。今おっしゃっているように、もうピンとくるのです。ただ、それ以上言いませんが、いろんな対策ありまして、排水対策も一つです。
- ： もう、それでまとめましょう。

- ： 「降雨時の地域の雨水排水及び冠水災害に対する脆弱性を排除できる対策をとること」、そこまで言葉を使った方がはっきり。
- ： 余り具体的なことを書くと、条件になるから。
- ： 脆弱性というのはね、■■委員はわかると思うのだけど、その地域の弱点を配慮しなさいということなので、原因である雨水だとか。
- ： これでいいのではないですか。
- ： いやいや、文章としてはまだ中途半端過ぎる。60点あげられない。
- ： 会長、諮ってください。もう結論を出しましょう。
- ◎： そうですね。今、黒板へ書いている文章について、ご賛同いただければ、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

- ◎： 5です。
- ： もっと、大人の文章にしましょう。大人の文章にしないと私は手を挙げられない。
- ◎： はい、それはいいです。多数で、今、5名の委員さんが手を挙げられましたので、決定とさせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。それでは、一応、付帯意見。
- ： ちょっと、1つ言わせてください。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 別件ですけど。先ほど、■■さんが言われたのですが、減歩のことについてお尋ねしたいと思います。先月の14日に、■■さんと■■さんが我が家へ来られて、最後の時に、19%で換地の設計案が作られていましたと言われたのですが、これは実際そうなのですか。
- ◎： 答弁お願いします。
- ： はい、審議会の個人的委員の話にはなろうかと思いますが、お答えできる限りお答えいたします。減歩率というものは、要は従前の今の宅地、それから将来的に換地になる宅地面積、その差分を従前の面積で割ったものが平均減歩率というようになる訳です。それをこの換地設計の中でする以前の問題で、実施計画書の中で19%と謳われているというようになっております。その時に19%から13%にするためには、これはコンサルタントに指示いたしまして、要は6%分減歩緩和するには、先行的に土地を買う、これしか方法がない訳です。その買うのが、幾ら買えばいいのかという計算をさせて、平均13%にしていくということでございます。以上です。
- ： よくわからない。
- ◎： ■■委員さんわかりますか、よろしいですか。
- ： いや、ちょっと。

- ◎： どうぞ。
- ： 作られていたということは現実なのですか。19%の減歩率で換地設計案を作られていたと言われて帰られたのですけど。
- ： よろしいですか。
- ◎： はい。
- ： 19%ということで作ったという、当初はですね。それから、19%から13%に変更したということです。以上です。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： それはいつ作られたのですか、その設計案は。
- ： 設計案は、たしか前市長との対話集会在平成16年、17年に開催したと思います。その当時は、もう19%でしたから、それ以前と認識はしております。15年、16年当時ですかね。
- ： 業者に任せた訳ですか。作ってもらわれた、業者の方に。事務局でやられたのですか。
- ： はい、よろしいですか。
- ◎： どうぞ。
- ： 設計業務委託として業者に、競争指名入札で発注したということでございます。成果等々については、市と開発事務所と業者と照査しながら、最終的に仕上げたということでございます。以上です。
- ： はい。
- ◎： ■■委員さん、これは審議会で議論することではないですから。事務所とやってください、この会議ではなく。
- ： いや、ちょっと教えてください。
- ◎： いやいや、関係ないでしょう、審議会とは直接は。
- ： 仮換地の指定をするということになればやはり。
- ◎： いやいや、会議が済んでからでも、夜でもよろしいでしょう。事務局と話をしていたければ、ご理解をいただけるのではないかと私は思いますけれど。
- ： 私もそう思います。
- ◎： そうしていただけませんか、済みません。
- ： いいですか。ちょっと発言させてください、発言を。
- ◎： どうぞ簡潔にお願いします。
- ： 私が質問した時には、先ほどの話でそれを前提として、業者発注等をしたことが、成果としてこれに入っているというのであれば、当然その辺の合理性、整合性なんかも問題になりますねということを行ったのですから。本質的には、審議会の中でその手順等

が正しいか正しくないか、整合性があるかないかというのは審議すべきものなので。そのことを考慮もせずに、先ほど付帯意見をつけてから審議会の意見書をというところに行ったこと自体が、本当はおかしいです。

- ◎： いやそれは違います。審議会のあれじゃないですから、権限がないです。
- ： むちゃを言っちゃいけませんよ。
- ◎： いえいえ、とんでもありません。
- ： あなた、失格です。
- ： それで、どういうことになるのですか。
- ◎： 何かあるのですか。
- ： 審議事項の中で検討すべきことを、検討対象ではないというような誤認をするのは、会長として議長としての資格が問われますと言っているのです。
- ◎： そうですか。ご意見として聞きますけれども。
- ： 個別的には、議長解任動議出してもいいのですよ。
- ◎： それはいいですよ。ご自由ですから。
- ： 何のことか分からない。議事録はどうなるの。
- ◎： 時間もかなり経過しましたので。
- ： 済みません、会長。よろしいですか。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 今の付帯意見を、今ようやく打ってきましたので、こちらの答申書の方をお配りいたします。お待たせいたしました。
- ： ただいま配付させていただきます。
- ◎： 土地区画整理法に、審議会の権限、役目が規定されております。これは法律で決まっているのですから、それをはみ出そう、はみ出そうとしても駄目だ、無効だと、私は理解しております。
- ： 会長、ちょっと済みません。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 今配られたので、諮ってください。
- ◎： 今、「仮換地の指定について（答申）」ということで、事務局が作っていただきました。

平成29年12月1日付第17号議案「仮換地の指定について」は、原案のとおり同意する。なお、答申に当たっては、下記の付帯意見を付します。ということで、（付帯意見）として、「雨水浸水対策として、地域冠水等への対応について排水対策等を示すこと」となっております。

不服の委員さんもいらっしゃるかと思いますが、これを市長に提出させていた

だきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。挙手をお願いいたします。
賛成の方、委員さんは手を挙げていただければと思います。

〔賛成者挙手〕

- ◎： 賛成の委員さん5名ですから、賛成ということで市長の方へ、この文章を提出させていただきます。ありがとうございました。
それで事務局、時間的によろしいですか。
- ： はい、あと報告事項の。
- ◎： 議事録等の。
- ： 議事録の確認と今後の予定ですので、予定どおり進めていただいたと思います。
- ： 議長。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 要するに、議事録については恐らくテープを録っておられるから間違いのないと思うのですが、当日の発言の通りか違うのかということを中心に判断、報告を了解するかどうかを決めるので、発言の内容が妥当かどうかとか、事務局の説明がおかしいとかいう議論は、議事録の議論としてはふさわしくないと私は思います。
- ◎： 全く■■委員さんのご意見、私も賛同いたします。ご検討よろしくお願いいたします。ご意見がありますれば、どうぞ、ご自由に。

5 報告事項「第28回審議会議事録の内容について」

- ： 済みません、それではよろしいでしょうか。報告事項の「第28回審議会議事録の内容について」を簡単に説明させていただきます。今回、第29回の審議会資料の2ページからが議事録になっております。3ページからまとめておりますように、議事録といたしまして、会議開催の年月日、時間、場所、出席者、審議会会議内容を取りまとめることとなっており、その後、4ページからが、議事となっております。最終、22ページまでがございまして、9として閉会となっております。署名委員でございました守谷会長、小野委員、鳥越委員からのご指摘事項はございませんでした。また、前回と同様に、発言者に関しましては記号による表記のみとさせていただいております。以上、議事録に関する説明を終わらせていただきます。
- ◎： ありがとうございました。委員さん、何かご意見があれば。
〔「異議なし」と発言あり〕
- ◎： それでは、別にご意見は無いようでございますので、次へ進めさせていただきます。
- ： その他をお願いします。

6 その他

- ◎： はい。その他ということで。

- ： よろしいでしょうか。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： その他といたしまして、今後の予定などについてご説明させていただきます。まず、先ほど仮換地の指定につきまして、付帯意見が付きましてけれども、同意をいただきましたので、仮換地の指定後の日吉町での今後の予定についてご説明させていただきます。今後、仮換地の指定通知書を皆様方に郵送するようになるのですが、その前に、先ほど申し上げましたとおり、指定する範囲の関係権利者の皆様方を対象に、「仮換地の指定とは」、「仮換地の指定をすることで」、「今後の予定」などの内容で、説明会を開催させていただきます。開催日時は、12月19日火曜日午後7時より、当事務所、この場所ですね、2階会議室で開催いたします。権利者の皆様には、約1週間前、12月11日月曜日に、説明会のご案内を配付、郵送するように考えております。その後、来年1月9日火曜日の週には、仮換地の指定通知書を配達証明にて皆様方に郵送するように考えております。その後、来年度の5月頃には、石見町と同様に仮換地の指定範囲、要は日吉町分でございますけれども、皆様方を対象に、街区ごとの小規模説明会を開催して、今後の予定、集団的移転、建物補償など具体的な説明をさせていただき、その後、移転時期や建物補償などの個人的な交渉を重ね、来年の年内には移転計画を作成し、平成36年度の完成を目指してまいりたいと考えております。次に、石見町の今後の予定ですが、現在、平成34年度で完成するように移転計画を作成しており、来年2月末には皆様方に通知できるように考えております。この後、来年度からは、この移転計画に沿って、建物等の取り壊し、移転などをさせていただき、随時公共施設等の工事に着手してまいります。

続きまして、今後の工事についてご説明いたします。前の図面をご覧ください。都市計画道路、寿町八王寺線の線架敷きにおきまして、平成26年には道路側溝工事112m、平成27年度には同じく都市計画道路線架敷きにおきまして、道路側溝工事62m、平成28年度には同じく道路側溝工事144m、都市計画道路の寿町石見線の水路工事88m。造成工事といたしまして、2,424㎡などを施工しております。今年度におきましては、皆様方の仮倉庫、仮植え場の造成工事に9月頃に着手いたしまして、11月末に完成しております。また、都市計画道路寿町八王寺線の道路側溝工事20m、造成工事327㎡につきましては、この11月20日に工事着手してございまして、来年1月末には完成する予定でございます。今後は、都市計画道路寿町八王寺線の道路側溝工事に引き続き42m、造成工事1,321㎡には、12月中旬より着手し、来年3月には完成予定。また、既に完成してございます仮倉庫、仮植え場の周辺のフェンス工事138mには、来年1月に着手いたしまして、3月には完成する予定でございます。来年度におきましては、5月頃から41街区周辺の道路造成工事などに着手するとともに

に、ご理解、ご協力をいただける街区や移転計画に基づいた街区の道路工事、造成工事、ライフライン等々の工事に着手できるように考えております。そのほかについての今後の予定については以上でございます。会長、よろしく願いいたします。

◎： ありがとうございます。本日は長時間にわたり、ご熱心に協議いただきまして、感謝しているところでございます。それで、事務局から発表がありましたように、第30回の倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会の日程は。

●： 会長、それはまだ説明しておりません。

◎： 事務局、お願いします。

●： 次回の30回の審議会についてご説明させていただきます。次回の審議会については、今後ご審議いただく審議事項といたしましては、数年先の事業完成前での換地計画の作成後までは、通常であればございませんが、定期的に事業の進捗状況や今後の予定などをご報告させていただくように考えております。然るに、次回30回審議会は来年4月の定期人事異動後の5月頃を目途に、今回の審議会の議事録、現在の状況や今後の予定などを報告させていただくように考えております。また、開催できる時期になりましたら、日程調整をさせていただきます。なお、そのような報告事項等になりますので、次回審議会につきましては「公開」とさせていただくようお願いいたします。次回審議会については以上でございます。

◎： ありがとうございます。ただいま事務局から発表がありましたように、来年5月頃に審議会を開きたいということでございますので、第30回の審議会になろうかと思えます。

○： 議決事項は、無い訳ですか。

●： はい。

◎： そうですね。それでは、以上をもちまして第29回倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会を。

○： 済みません。

◎： はい、どうぞ、■■委員。

○： 済みません。先ほどの仮換地の指定についての答申でございますが、ここに書かれている「排水対策等を示すこと」ということになっておりますが、これはいつごろ示していただけるのでしょうか。

◎： はい、事務局。

●： 12月19日火曜日の日吉町の地元説明会で、ある程度の方針等々については示させていただこうと考えております。以上です。

○： ありがとうございます。

7 閉 会

- ◎： はい、ありがとうございました。それでは、以上をもちまして閉会とさせていただきます。本日は長時間にわたりましてありがとうございました。
- ： 本日はありがとうございました。皆様のご協力のおかげで、予定の議事を終了することができました。ありがとうございました。冒頭で申し上げましたとおり、先ほどの審議会説明資料を回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。テーブルの上へ置いておいていただければ回収に参りますので、よろしくお願いいたします。

第 29 回

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会
議事録について

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議
会会議規程第8条の規程により署名する。

平成30年2月22日

岡山県南広域都市計画事業

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会

会 長 宇 谷 麗 

委 員 小 野 太 郎 

委 員 中 根 公 郎 